

人権週間 とは

国際連合は、1950年(昭和25年)12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された日である12月10日を「人権デー」と決めました。我が国では、1949年(昭和24年)から毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日から同月10日まで)が、「人権週間」として定められています。

東京都人権プラザでは、 様々な人権相談を通年で実施しています。

全て無料

※より多くの方に相談の機会を提供するため、同一案件のご相談は、原則として1回限りとさせていただきます。

※原則、都内在住、在勤、在学の方を対象に実施します。

一般相談

電話

面接
(要予約)

オンライン
(要予約)

メール

手紙

相談内容や状況に応じて助言を行い、相談者の自主的な解決を支援するほか、専門性の高い事案等は、必要に応じて適切な公的相談機関等を紹介するなどしています。

「インターネットにおける人権侵害」 に関するSNS (LINE) 相談

インターネットにおける誹謗中傷や人権侵害等について、SNS (LINE) で相談に応じます。

LINE公式アカウント名

【インターネットにおける人権侵害相談@東京】

法律相談

面接
(要予約)

オンライン
(要予約)

電話

人権侵害や日常生活上の法律問題について、弁護士が相談に応じます。

※相手方との交渉、仲介及び弁護士の紹介は行いません。

「インターネットにおける人権侵害」 に関する法律相談

面接
(要予約)

オンライン
(要予約)

電話

インターネットにおける人権侵害に当たるとされる法律問題について、弁護士が相談に応じます。

※プロバイダなどへの削除要請は行いません。また、相手方との交渉、仲介及び弁護士の紹介も行いません。

各相談の日時・予約方法、面接相談場所への交通アクセス情報等の詳細は
ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。



問い合わせ先
面接相談場所

東京都人権プラザ相談室 tel.03-6722-0124・0125

〒105-0014 東京都港区芝2-5-6 芝256スクエアビル2階

✉ ippan_sodan@tokyo-jinken.or.jp 🌐 <https://www.tokyo-hrp.jp/>